

和気町立保育業務支援システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

和気町立保育業務支援システム導入業務（以下「本業務」という）は、本町公立認定こども園への保育業務支援システムの導入により、公立園利用者の利便性を向上させるとともに、職員の業務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、保育業務に専念できる環境を構築すること及び保育の質の向上を図ることを目的とする。

本業務は、価格のみの競争では目的や機能を充足できる業者を選定できない可能性があることを加え、本町の現状等に即した最適なシステムを導入するためには、複数の事業者からの提案を受け、これを相対的かつ総合的に評価し、受託候補者として選定することが重要であるため、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定する。

本要領は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための、各種手続、要件、審査等の内容について、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名称

和気町立保育業務支援システム導入業務

(2) 業務場所

和気町役場佐伯庁舎（教育総務課内）、佐伯にこにこ園、和気にこにこ園、本荘にこにこ園

(3) 業務内容

別紙「和気町立保育業務支援システム導入業務仕様書」（以下、「仕様書」）のとおり。

なお、仕様書内で規定した業務の内容は、保育業務支援システム導入の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項について提案を妨げるものではない。実際の業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、町と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(4) 契約期間等

契約締結日から令和8年3月31日まで

なお、運用開始は令和7年9月1日を想定するものとする。

(5) 提案限度額

5, 254, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

これ以下の金額で確実に実施可能な提案を行うこと。また見積書作成にあたっての消費税は、10%で算定すること。

3. 参加資格等

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしていな

なければならない。

- (1) 岡山県内に本店又は支店、営業所を有する者であること。
- (2) 本事業の事業遂行能力を有すると認められる者であること（過去 に本事業に類似する事業を実施した実績を有する者であること）。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 和気町の競争入札参加資格を有していること。ただし、本町の競争入札参加資格を有していない場合は、次に掲げる書類を提出すること。
 - ①履歴事項全部証明書
 - ②計算書類（貸借対照表、損益計算表）
 - ③国税（法人税及び消費税）に係る納税証明書
 - ④本店所在地の都道府県税に係る納税証明書（法人都道府県民税、事業税及び不動産取得税）
 - ⑤本店所在地の市町村税に係る納税証明書（法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税）
 - ⑥役務経歴書（令和5年度、令和6年度）
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす承認（JIS Q 27001又はISO/IEC 27001）、又はプライバシーマークの認証（JIS Q 15001）を取得していること。

4. スケジュール

公募開始（参加申込書等の配布）	令和7年5月7日（水）～
質問期間	公示後～令和7年5月14日（水）午後5時
質問回答期限	令和7年5月19日（月）午後5時
参加表明書等提出期限	令和7年5月23日（金）午後5時
提案書等提出期限	令和7年5月23日（金）午後5時
審査日（プレゼンテーション）	令和7年5月30日（金）午後2時
審査結果通知（予定）	令和7年5月30日（金）

※参加申込書等の様式については、町ホームページへ掲載及び和気町教育委員会教育総務課窓口で配布する。

5. 参加申込方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の参加申込書等を提出しなければならない。

(1) 提出様式及び部数

- ①参加表明書兼誓約書（様式1） 1部
- ②主な受託事業実績（任意様式） 1部
- ③システム概要（任意様式） 1部
- ④暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する確認書（様式2） 1部
- ⑤「3. 参加資格等（7）」を満たすことを証明する書類の写し 1部
- ⑥和気町の競争入札参加資格を有していない場合は、「3. 参加資格等（6）」に掲げる書類 各1部

(2) 提出方法

和気町教育委員会教育総務課まで指定部数を持参又は郵送すること。郵送による場合は提出期限までに必着とする。持参の場合の受付時間は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 受付期間

令和7年5月7日(水)から令和7年5月23日(金)午後5時（必着）まで

6. 質問等の受付

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 受付期間

令和7年5月7日(水)から令和7年5月14日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

質問書により、和気町教育委員会教育総務課に電子メール又はFAXで提出のうえ、必ず電話で送付した旨を連絡すること。なお、書面以外による質問の受付は行わない。

7. 提案書等の提出

(1) 受付期間

令和7年5月7日(水)から令和7年5月23日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

和気町教育委員会教育総務課まで以下について指定部数を持参又は郵送すること。郵送による場合は提出期限までに必着とする。持参の場合の受付時間は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出書類及び提出部数

- ①提案書（様式任意）正本1部、副本6部
- ②機能要件一覧表（様式3）正本1部、副本6部
- ③参考見積書（様式任意）正本1部、副本6部

※参考見積書には総額を記載し、今年度にかかる費用、次年度以降にかか

る費用がわかるように内訳書を添付すること。

(4) 提案書の内容

- ・提案書は、和気町立保育業務支援システム導入業務仕様書の内容を網羅した提案とし、説明を要せずとも理解できる内容、表現で作成すること。

(5) 提案書の体裁

- ・表紙及び目次を添付し、表紙には「和気町立保育業務支援システム導入業務提案書」と表記すること。
- ・A4版、横書き（両面印刷）とし、表紙及び目次を除き60ページ以内とすること。

(6) その他

- ・提出された書類は返却しない。なお、提出期限前であれば差し替えは認める。

8. 選定

(1) 選定方法

受託予定者の選定は別途設置する「和気町立保育業務支援システム導入業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）」が行う。審査委員会は提案書等の内容を総合的に評価し受託予定者を選定する。

(2) プロポーザル審査

提出のあった提案書等についてプレゼンテーションを受け、最も優れた提案者を選定する。

日時：上記スケジュールのとおり

場所：和気町役場3階第1会議室（和気郡和気町尺所555番地）

(3) 概要

- ・1提案者あたりの出席者は3名以内とする。
- ・1提案者あたりの時間は50分程度とする。
※40分以内のプレゼンテーション（機能デモ：①登園管理②保護者連絡③帳票管理を含む）と、10分程度の質疑。
- ・プレゼンテーションに使用する資料は提案書と同じ内容とし、追加の資料の配付は認めない。
- ・プレゼンテーションの日時や場所の詳細、当日プレゼンテーションで利用できる機器等は、参加表明書の提出のあった者に別途通知する。
- ・審査の結果、上位複数社が同評価であった場合は、参考見積額を低価格で提案した者に決定する。
- ・審査結果は、候補者として決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で選定又は非選定の結果及び総合点を通知するとともに、最高評価点を得た者が評価配点合計の4割に満たない場合にあつては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。
- ・審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。

9. その他

企画提案のあった規模を下回ることはできない。実現可能な提案とすること。提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

10. 問い合わせ先

和気町教育委員会教育総務課 担当：山下

住所：〒709-0511 和気郡和気町矢田305番地

電話：0869-88-1157（直通）メール：kyoikusomu@town.wake.lg.jp